

各法人代表者様
各私立高等学校長様
(通信制の課程)

大阪府教育庁私学課長

高等学校就学支援金の交付に係る事務処理日程等について（通知）

標記支援金の当面の事務処理について、下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

記

1 変更交付決定（予定：2月13日）までの事務の流れについて

■ 2月6日（月）までに府への提出が必要な書類

【府への提出書類】

○変更交付申請書（要綱様式2、様式2（別添）（新制度用・旧制度用各1枚））

- ・要綱様式2について、複数校を設置する学校法人においては、各学校分を合算してください。
- ・様式2（別添）について、「錯誤訂正分ほか上記に該当しないもの」の欄に記入した場合は、その明細を記したものを合わせて提出ください。

○就学支援金申請額月別内訳

- ・紙媒体は不要です。電子データを次のとおり提出してください。

提出先アドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

メールの件名：【〇〇高等学校 就学支援金月別内訳】

- ・月別の受給資格者数（「一律分」の欄）については、次の（1）から（4）の合計人数を記入してください。

- （1）当該月の就学支援金を支給している者
- （2）当該月の就学支援金の支給を停止している者
- （3）当該月の就学支援金の支払を差止めている者
- （4）受給資格者のうち、授業料が全額免除されることなどにより就学支援金が0円となる者

※「一律分（人数・金額）」の欄には、受給資格者のうち、一律分のみ支給されている人数及び金額の合計を、「加算分（人数・金額）」の欄には、受給資格者のうち、それぞれの加算区分の人数及び金額の合計を記入してください。（加算分は、一律分の外数となるよう記入）

【提出期限】

- ・紙媒体到達

2月6日（月）必着

■ 2月13日（月）に学校へ変更交付決定通知予定

- ・変更交付申請書の審査後、変更交付決定の通知

変更交付決定の通知を受領後、各学校において「変更支給決定（支給予定）通知書（旧制度：様式

38、新制度：様式49)」を当該生徒に交付してください。

2 変更交付決定（予定：3月21日）までの事務の流れについて

※平成28年度事業における最終の変更交付申請の機会となります。

※認定・消滅・停止・再開等の案件が生じたために、変更交付決定額(平成29年2月6日締切申請分)に比べ、実績見込額が増減する場合については、所要額を算定のうえ変更交付申請書を作成してください。(増減がない場合は不要)

■ 3月15日（水）までに府への提出が必要な書類（上記と同じ）

【府への提出書類】

- 変更交付申請書（要綱様式2、様式2（別添）（新制度用・旧制度用各1枚））
- 就学支援金申請額月別内訳

【提出期限】

- ・紙媒体到達 3月15日（水）必着

■ 3月21日（火）に学校へ変更交付決定通知予定

- ・変更交付申請書の審査後、変更交付決定の通知

変更交付決定の通知を受領後、各学校において「変更支給決定（支給予定）通知書（旧制度：様式38、新制度：様式49）」を当該生徒に交付してください。

■ 平成29年3月下旬に各学校へ第5期分の交付予定（未払い額がある場合のみ）

- ・請求金額、様式等については、今回の変更交付決定額を踏まえ、改めてお知らせします。

3 実績報告（締め切り：4月3日（月））の手続きについて

■ 4月3日（月）までに府への提出が必要な書類

【府への提出書類】

- 実績報告書（要綱様式4）及び実績報告額内訳
 - ・要綱様式4について、複数校を設置する学校法人においては、各学校分を合算してください。
- 実績報告額内訳
 - ・実績報告額内訳と実績額が合致していることを確認してください。
 - ・実績報告額内訳は紙媒体とあわせて電子データを次のとおり電子メールで送信してください。
メールのあて先：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
メールの件名：【○○高等学校 就学支援金実績報告額内訳】

【留意事項】

- 実績報告書（紙媒体）の日付は、必ず平成29年4月3日としてください。
- 実績報告額内訳に含める人数については、変更交付申請書月別内訳と同じです。各月における認定者数及び年度内における受給権者数（実人数）について、誤りが無いか十分に確認してください。
- 実績の確定に伴い、既受領額が実績額を超過している場合は、その超過額を返還していただくことになります。

【提出期限】

○紙媒体到達 4月3日（月）必着

- 4月10日（月）に学校へ額の確定通知予定
 - ・実績報告書の審査後、額の確定の通知をします。

4 受給資格認定等にかかる随時処理について**■年度末までの随時処理日程****【提出期限】**

○下記期日の18時までにセキュアSAMBAにデータを保存の上、各帳票を提出してください。

- ・ 2月・・・6日（月）、20日（月）
- ・ 3月・・・8日（水）

【留意事項】

○ 3月8日（水）が今年度の最後の随時処理の予定です。受給資格の異動が生じる生徒については、必ず3月8日（水）までに提出してください。3月8日（水）以降に受給資格の異動が発生し、今年度の実績額に影響が出る場合には、判明した時点で、直ちに府担当者あて電話にて連絡してください。（3月末の転退学等による消滅は連絡不要です。）

■認定・消滅・停止・再開等の案件が生じる都度、府への提出が必要な書類**【府への提出書類】**

① 受給資格の確認ができた受給資格認定申請者一覧（新規認定者のみ（※））（様式2-1（1単位あたりの授業料を徴収する場合：様式2-2））

- ・ 随時処理時における、認定申請者一覧の送付は、新規認定者のみとしてください。既認定者が、新たに履修登録をする場合等、既認定者に係る一覧については、変更交付申請時にまとめて送付いただきますようお願いいたします。

② 受給資格消滅者一覧（旧制度：様式10、新制度：様式8）

- ・ 生徒の退学、転学などにより、受給権が消滅した場合に消滅者一覧を提出してください。（卒業又は支給期間満了の場合は、提出不要）
- ・ 消滅者一覧の備考欄には、受給資格認定を受けた月（支給開始月）における残支給期間〔月数〕（例：36月）と最終在籍日（例：H29.1.31付転学）を記入してください。また、支給停止期間がある場合には、その期間も記入してください。（例：支給停止 H27.9～H28.3）
- ・ 1単位あたりの授業料を徴収する場合には、消滅者一覧に別紙様式（受給資格消滅者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）の添付資料）を添付してください。この場合、支給停止期間については、備考欄への記入を省略することができます。

③ 支給停止申出書（旧制度：様式18（旧省令様式第3号）、新制度：様式20（省令様式第2号））

- ・ 生徒が休学し、支給停止の申出があった場合（※）に、申出書原本を府へ提出してください。
- ・ 旧制度対象者、新制度対象者により、様式が異なりますので、注意してください。
- ・ 申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号、支給開始年月及び入学時の残支給月及び残単位数を記入してください。

（例：認定番号：16-027-0099-9999、支給開始年月：平成〇年〇月、入学時残月〇月・残単位〇単位）

※支給停止は、休学期間に限り申し出ることができます。また、支給停止しないこともできます。
支給停止は、学校が申出書を受理した日の属する月の翌月から行うこととなります。ただし、月の初日に支給停止申出書を受理した場合は、当該月分から停止となります。

(例：H29.2.1から休学し、H29年2月から支給停止をしようとする場合は、H29.2.1までに申出書を提出)

④**支給再開申出書** (旧制度：様式20 (旧省令様式第4号)、新制度：様式24 (省令様式第3号))

- ・支給停止をしている生徒が、復学した場合には、必ず収入状況届出書 (旧制度の場合、加算支給届出書) を添付した、支給再開申出書を学校へ提出させ、申出書原本を府へ提出してください (収入状況届出書等は学校保管)。

ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、収入状況届出書等への添付を省略することができます。

- ・旧制度対象者、新制度対象者により、様式が異なりますので、注意してください。
- ・申出書の余白 (氏名欄の上段右端) には、当該生徒の認定番号及び支給停止期間を記入してください。(例：認定番号 15-027-0099-9999、支給停止期間：H28年1月～H29年1月)

※支給再開は、学校が申出書を受理した日の属する月の翌月から行うこととなります。ただし、月の初日に支給再開申出書を受理した場合は、当該月分から再開となります。

(例：H29.1.20から復学 (H29.1.19まで休学) し、H29年2月から支給再開をしようとする場合は、H29.2.1までに申出書を提出)

4 その他

■ 3月31日付け転退学者の処理について

- ・4月14日 (金) を締切りとして消滅等の処理を行います。セキュアSAMBAにデータを保存の上、各帳票を提出してください。

■ 年度途中で非課税から課税となった保護者等がいる世帯について

- ・**平成28年度市町村民税所得割額**が課されていない保護者等 (親権者全員) について、年度途中の修正申告等により、課されることとなった場合は、随時、報告いただいているところですが、奨学のための給付金の支給決定の内容に変更が生じる可能性がありますので、同給付金の申請有無に関わらず、該当生徒の氏名を、速やかに府奨学のための給付金担当あて電話にて連絡してください。

【担当】

大阪府教育庁私学課
(就学支援金担当)

小中高振興グループ 橋本・山角
(奨学のための給付金担当)

小中高振興グループ 山角

電話 06-6210-9274 内線 4856